

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【公表番号】特表2010-538868(P2010-538868A)

【公表日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2010-050

【出願番号】特願2010-524537(P2010-524537)

【国際特許分類】

B 3 2 B 3/10 (2006.01)

E 0 4 C 2/34 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 3/10

E 0 4 C 2/34 N

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月12日(2011.8.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2枚の層シートが少なくとも1つの結合部材によって互いに固定され、該結合部材が前記少なくとも2枚の層シートのうちの1枚から発生し、前記結合部材の少なくとも一部は前記層シートから分岐して、該層シートを通る少なくとも1つの開口部を形成し、該開口部から前記結合部材が発生しているパネル構体において、1枚の層シートの一部をなす結合部材には、少なくとも1つの取付け面が設けられて、該層シートを他の層シートへ固定することを特徴とするパネル構体。

【請求項2】

請求項1に記載のパネル構体において、1枚の層シートには、少なくとも1枚の層シートとの機械的結合を有する少なくとも1つの結合部材が設けられていることを特徴とするパネル構体。

【請求項3】

請求項1または2に記載のパネル構体において、1枚の層シートには、少なくとも1枚の隣接する層シートおよび少なくとも1枚の非隣接層シートに対する機械的結合を有する少なくとも1つの結合部材が設けられていることを特徴とするパネル構体。

【請求項4】

請求項1ないし3のいずれかに記載のパネル構体において、前記結合部材の取付け面は前記結合部材の端部の近くに位置することを特徴とするパネル構体。

【請求項5】

請求項1ないし3のいずれかに記載のパネル構体において、前記結合部材の取付け面は前記結合部材の中央部の近くに位置することを特徴とするパネル構体。

【請求項6】

請求項1ないし3のいずれかに記載のパネル構体において、前記結合部材の取付け面は少なくとも2つの部分で構成され、該部分は前記結合部材の中央部に対して実質的に対称に位置することを特徴とするパネル構体。

【請求項7】

前記請求項のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートから分岐された結合

部材の縁端部の一部は直状であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 8】

請求項 1ないし 6のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートから分岐された結合部材の縁端部の一部は、少なくとも部分的に湾曲していることを特徴とするパネル構体。

【請求項 9】

請求項 8に記載のパネル構体において、前記層シートから分岐された結合部材の縁端部の一部は、少なくとも部分的に橈円をなすことを特徴とするパネル構体。

【請求項 10】

前記請求項のいずれかに記載のパネル構体において、結合部材に続く層シートの少なくとも 1 枚は曲状であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 11】

請求項 1ないし 9のいずれかに記載のパネル構体において、結合部材に続く層シートの少なくとも 1 枚は、少なくとも部分的に曲状であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 12】

前記請求項のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚は金属製であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 13】

前記請求項のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚はステンレス鋼製であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 14】

請求項 1ないし 12のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚はアルミニウム製であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 15】

請求項 1ないし 11のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚はポリマ製であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 16】

請求項 1ないし 11のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚はガラス繊維強化プラスチック製であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 17】

請求項 1ないし 11のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚はカーボン繊維製であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 18】

請求項 1ないし 11のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚はアラミド繊維製であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 19】

請求項 1ないし 11のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚は纖維金属積層体製であることを特徴とするパネル構体。

【請求項 20】

請求項 1ないし 11のいずれかに記載のパネル構体において、前記層シートの少なくとも 1 枚はセラミックス製であることを特徴とするパネル構体。